

第58回 大分県事業評価監視委員会

日時：令和4年8月2日（火） 10:00～14:00

場所：大分市府内町1丁目4-28 大分センチュリーホテル 2階 桜の間

議題：公共事業評価（事前評価1件、再評価6件、事後評価1件）

出席委員：角山議長、田中委員、亀野委員、鶴崎委員、鈴木委員、安波委員、北西委員、川田委員

対象事業

午前の部

1. 【事後評価】 道路改築事業 主要地方道 別府挾間線 浜脇工区
2. 【再評価】 道路改築事業 一般県道 栃野西大山線 中津江工区
3. 【再評価】 交通安全事業 国道500号 鉄輪工区
4. 【再評価】 広域河川改修事業 二串川
5. 【事前評価】 港湾機能施設整備事業 大分港大在地区

午後の部

6. 【再評価】 経営体育成基盤整備事業 柚ノ木地区
7. 【再評価】 経営体育成基盤整備事業 宇田枝地区
8. 【再評価】 経営体育成基盤整備事業 竹田西部3期地区

《事務局》

只今から第58回大分県事業評価監視委員会を開催いたします。はじめに、本日の委員の出席状況でございますが、現在、委員9名のうち8名の出席をいただいております。大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第2項の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは、土木建築部審議監からごあいさつを申し上げます。

《土木建築部審議監》

第58回の大分県事業評価監視委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は非常に暑い中、お集まりいただきまして委員の皆様方には本当にありがとうございます。また先月、事業説明会を7日に、それから現地説明会を11日と14日に、今回3班に分けて現地を確認していただきまして、現地においてもご熱心にご検討いただいたところでございます。厚く御礼申し上げます。本日の委員会でございますが、全部で8件諮問をさせていただきます。事前評価が1件、再評価が6件、事後評価が1件の8件でございます。土木建築部が5件、農林水産部が3件でございます。公共事業は、県民生活の向上を図る上で大変重要な役割を果たしています。しかしながら、厳しい財政状況や、また急速な社会状況の情勢の変化に対応するために、一層の効率化また

重点化、透明性の確保というのはしっかりと求められなければなりません。本県の事業評価制度では、こうした公共事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、皆さんの方第三者の委員会であります事業評価監視委員会にお諮りしまして、色々なご意見を聞いて、ご指摘をいただいて、またそれを事業に反映させていただくというところでございます。本日も昼を超えて長い委員会になります。このあと詳しくは、それぞれの担当からご説明させていただきたいと思っております。どうか今日もよろしくお願い申し上げます。

《事務局》

続きまして、角山委員長にご挨拶を頂戴したいと思います。

《議長》

おはようございます。第58回大分県事業評価監視委員会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、本当にご苦労さまでございます。さて、少子高齢化、人口減少の影響が本格化して参りました中、社会保障費の増大、それからインフラの老朽化など、課題が多い中でございますが、最近、物価の高騰という大きな問題が出て参りまして、県の事業にも影響がかなり出てくるのではないかと心配をしております。しかしながら、県の経済・社会を維持発展させるためにも、適正な社会資本整備が必要であります。先ほど審議監からお話がありましたように、効率化、重点化を図るとともに、事業実施過程の透明性確保もますます大切になってきております。私ども事業評価監視委員会としましても、県民の皆様の関心の高さを実感しながら、一層真摯な議論を行い期待にこたえていく必要があると考えております。本日は限られた時間ではありますが、何卒よろしくお願いいたします。簡単でございますが、ご挨拶をさせていただきます。よろしくお願い致します。

《事務局》

本日は知事から本委員会に諮問された、事前評価1件、再評価6件、事後評価1件について審議をお願いいたします。審議における議長は、設置要綱第4条の規定により、議長は委員長が務めるとなっておりますので、これより先の議事進行は、委員長をお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

《議長》

それではこれから先の議事進行を行わせていただきます。議事に先立ち、本委員会の議事録署名委員を指名させていただきます。設置要綱第4条第3項の規定により、議事録署名委員として、川田委員と北西委員の二名を指名いたしますので、事務局の議事録作成後、審査・署名をよろしくお願いいたします。それでは審議に入りますが、事業の説明者は説明時間を10分程度でお願いいたします。説明が終わりましたら、審議をいたしたいと考えております。ご協力をお願いいたします。

ここで傍聴される皆様方及び報道関係者にお願いがございます。傍聴される皆様方には、入場時にお配りしております傍聴要綱に従い、静粛に傍聴をお願いいたします。ま

た、審議の内容が個人等のプライバシーに関わる恐れがある場合には、会議の途中であっても一時非公開とし、その間退席をしていただきますのでご協力をお願いいたします。それでは早速審議に入ります。

1. 【事後評価】道路改築事業 主要地方道 別府挾間線 浜脇工区

《議長》

初めに、事後評価対象事業であります。道路改築事業別府挾間線浜脇工区について説明をお願いいたします。

《道路建設課》

道路改築事業、主要地方道別府挾間線浜脇工区について説明します。本事業は平成29年度に事業が完了し、5年が経過したことから、今回事後評価を受けるものです。本事業の位置図になります。別府挾間線は、別府市と由布市挾間町及び大分市南西部を結ぶ主要地方道であり、事業延長は1.27kmとなっております。すでに改良済みである工区の延長2.6kmと合わせ、浜脇バイパスとして整備しており、緊急輸送道路にも指定されている重要な路線となります。そのうち、今回対象となる浜脇工区は、図の赤色の箇所となりまして、平成10年度より事業を開始しています。

事業の目的、概要についてです。本事業は、道路改良により幅員狭小区間や高さ制限区間の解消を図ることを目的としたものです。事業概要は、延長1.27kmのバイパス整備で、道路区分は、第3種2級、設計速度が時速40km、車道幅員6.5m、全幅15mの路線となっております。

本事業の整備により、次の3点について効果の発現が期待できます。一つ目が、別府市と由布市挾間町及び大分市南西部を結ぶ地域ネットワークの形成、二つ目に、緊急輸送道路としての機能強化、三つ目に、地域の円滑な救急医療活動の支援です。

続きまして事業効果の発現状況です。整備前の写真が左の「A」となります。道路が狭く、離合が困難な状況でした。整備後は、右の写真「ア」のように、2車線整備されたバイパスにより、利用のしやすい道路となりました。また、別府市街地からバイパスと旧道が交差する銭瓶峠までの間、下の図の白丸の部分において、図の赤色で示しているバイパス部分を利用する場合、本事業区間を含めて約5.5kmを通行することとなります。この際、土木事務所の実測によると整備前の青区間、旧道部分の速度が時速23km、整備後赤区間のバイパス部分の速度が時速41kmであり、本区間の通行時間は約3分短縮することができます。通勤で事業区間を使用する人からは、2車線になったことで走行しやすくなり、通勤時間が短縮されたという声をいただきました。

二つ目の事業効果の発現状況です。左にある写真、「B」「C」は、整備前の状況になります。整備前は幅員狭小区間や高さ制限区間の存在により、見通しも悪く大型車両や

緊急自動車などの通行や離合が困難な状況でした。しかし本事業により、2車線のバイパス整備をすることで、右の写真「イ」のように十分に幅員が確保された見通しの良い道路となったことから、大型車両や緊急自動車などの通行も円滑になったため、緊急輸送道路としての機能が強化されたと言えます。緊急自動車を運転する消防関係者からは、「緊急自動車の通行が大変スムーズになり、安全かつ、以前よりも短時間で病院や現場まで走行できている」、という声をいただきました。

続きまして整備後における旧道の状況です。整備前の状況写真が左の「D」となります。整備前は、道路が狭く、離合が困難であり、渋滞も発生していました。整備後は、バイパスに交通が転換したため、右の写真「ウ」と「エ」のように旧道は周辺住民のみの交通となり、利用のしやすい道路となりました。現在の旧道に隣接して生活をしている地元の方からは、「以前は家の前の狭い道を車が通っていたので、音が気になり、離合も難しい状況だった。今は通る車が限られているので、静かで安全で運転がしやすくなった」と、生活環境の改善や安全性も実感されていました。

続きまして全体事業の概要についてです。本事業は、平成25年度に再評価を受けおり、その時からの変更点につきましては、事業期間が2年延長し、最終的に平成10年度から平成29年度までとなっております。延長・幅員等については変更ありません。全体事業費については、道路工と用地補償費の変更により、300万円の増額となっております。前回評価時の平成25年度には、主要構造物の精算に目途が立っており、残りの区間の工事においても特殊な構造物はなかったため、概ね前回評価時の想定どおりに事業費が推移しております。なお、道路工の減額については事業費精査によるものです。事業期間が2年延長となった理由と、用地補償費が増額となった理由について説明します。本事業区間にある橋梁やトンネルの工事をする際に発生する振動により、施工箇所付近の複数の民家に影響が出る懸念があったことから、工事の着手前に建物の事前調査を実施していました。供用後、地元から通報を受け建物の事後調査を行った結果、複数の民家においてひび割れが確認されました。このひび割れは、工事の振動によるものと考えられたため、事業損失補償を行いました。この損失補償物件は全部で11件あり、事後調査と補償の対応を行ったため、事業期間が2年延長し、用地補償費が増額となりました。本事業では、大きな振動が発生すると、懸念があった橋梁の工事において、振動を抑える対策を行っていました。主な対策では、橋梁の杭基礎の施工にあたり、左の①のように、既製品の杭をハンマーなどの大きな機械で直接打ち込む工法ではなく、本事業では②のように、現場で掘削をし、コンクリートを打設して杭を製作するという、大きな機械を使用しない工法を採用しました。左の①の工法では振動が約80デシベルであるのに対し、右の②の工法では、約50デシベルと振動の発生を抑えることができました。このように振動を抑える対策を行いましたが、先ほどご説明したように、家屋のひび割れが発生し事業損失補償を行いました。続きまして環境への配慮についてです。本事業は、土砂の現場内流用や公共事業間流用について考慮しています。本事業では、

約6万1,000m³の切土が発生し、そのうち1万9,000m³については、現場内盛土に流用しました。残りの4万2,000m³については、事業地外へ搬出し、公共事業間流用により有効活用しています。

続きまして、同種事業の今後の課題についてです。一つ目に、地元や関係機関との事前協議を密に行い、用地補償費や工事費などに係る課題を精査し、適切な事業期間や事業費の設定を行うことが重要であると考えます。二つ目に、事業損失への対応が迅速にできたことから、近隣に建物があり、工事の振動などが多く発生すると考えられる事業では、工事の着手前において、建物の事前調査を密に行うべきであると考えます。最後に対応方針ですが、当初の事業目的を達成していることから、さらなる事業評価の必要はないと考え、事業評価を完了したいと考えます。以上で説明を終わります。

《議長》

ただいま説明を受けました事業につきましてご意見等お願いいたします。

《委員》

交通量が計画通りに進んでいるかという観点から質問させていただきます。本事業の道路区分は3種2級、計画交通量は平成42年すなわち令和12年に6,400台～6,800台となっています。これは平成22年のセンサス等の値を使って20年後の交通量を予測した値ではないかなと思います。事後評価書によると、交通量が直近の令和3年度で、日交通量が4,615台となっています。あと、平成42年の目標年度まで8年しかないわけですが、現在の4,600台が6,400台まで増えるのか心配ですが、この辺の見積もりと今後の見通しについてちょっとお尋ねしたいと思います。

《道路建設課》

確かに、当初の予測は事業化した時の直近のセンサスと伸び率で推計をしているというところがございます。現状としては最新であるR3年に現況の交通量を測りまして、4,600台と出ささせていただいているところがございます。それでも、以前に比べればかなり増えているところであると思っています。確かに今は少ないですが、以前に比べては増えている状況からも、今後はもう少し伸びていくと考えているところがございます。

《委員》

事業損失のことについて質問させてください。今回家屋が11件ということで、非常に事業損失対象の物件も多いなと感じたのですが、損失への具体的な対応を教えてください。ひび割れが補修等の軽微なものにおさまったのかどうか。金額を見ると11件で2,500万円ということなので軽微な対応というふうにも推測されるが、具体的などのような対応をされたのか教えてください。

もう一つが、今回非常に振動を抑えられる工法を採用したけれども、影響が出てしまったということですが、もし建物の事前調査で、問題があることが判明した場合に、どういう対策があったのか教えていただけますでしょうか。今後の課題として、事前調査

は密に行うべきとありますが、もし、事前調査の段階で危険があるといった場合には、工法等で対応ができたのか、それとも個別の対策をしなければいけなかったのか、というところをお聞きしたいです。

《道路建設課》

まず1点目の具体的なひび割れ等への対応ということですが、今回の11件のうちの1件になりますが、外壁の方に、ひび割れが入っているというのが確認されました。基本的には、このひび割れの補修に対して、修理費の見積もりを取り、あくまでも補修した場合のお金を補償して、それに対してどういう対応するかは各家の方をお願いする形になります。前後を比較して、確認されたひび割れに対して、修理費用を見積もるという形で対応させていただいているところでございます。

それと、事前に影響がありそうなものがあつた場合は、当然工法的な工夫ができれば対応をとりますが、なかなか振動を全く起こさないことはできないと思いますので、なるべく振動が発生しない工法を設計で考えますが、それにプラスして、振動を起こさない施工上の工夫が出来ないかを、業者と相談しながら施工することは考えられると思います。今回も、少しでも振動を起こさない方法で施工をしている際、振動がどのくらい出ているかを測りながらやっております。ある程度、50デシベルぐらいに抑えながら施工したところですが、それでも損失が出てしまったというところですね。なかなか家を見て、この家がちょっと危ないなとか、そういった判断は難しいところもあります。家が近くにあれば工法や施工時の工夫を相談しながら施工するというのを、今後もやっていかなければならないと考えているところでございます。

《委員》

なかなか事前の調査で、そのような可能性を図ることは難しいと思いますが、技術的な面でできるだけ対応ができるようなことがあれば可能性を探っていただければと思います。

《委員》

浜脇から医大までの道ですので、緊急自動車がスムーズに通れるということ、さらに浜脇周辺というか別府エリアの病院関係者が、医大との意見交換等でスムーズにいけるということでは貴重な有意義な事業だったと思います。

当初事業内容では、設計速度は時速40kmに設計されていたということですが、1-9では時速41kmになっています。このあたりの違いは、どういうことで41kmとされたのか伺いたいです。

《道路建設課》

これ自体どうやって出したのかというと、事務所の職員が何回か往復して事業区間を通り、実際のかかった時間を平均して時速に直したというところでございます。確かに設計40kmということですけど、当然40kmを超えたらすぐに危険な状況になるというような設計ではありませんので、実測により走ったときに、若干1キロぐらい大き

かったというところでございまして、あくまで実測で出てきた数字というところでございます。

《議長》

私から一つお願いですけど、1-13の同種事業の今後の課題という項目がありまして、いつも道路改築事業の時に用地補償も含めまして課題となる部分でありますので、これを部内、課内で、これから徹底して、やっていただきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、意見も出揃ったようですので、事業者が申しております、対応方針案の評価の完了が妥当であると認めることでよろしいですか。

(委員一同 異議無し)

《議長》

では、この事業につきましては、評価の完了を妥当といたします。

2. 【再評価】 道路改築事業 一般県道 栃野西大山線 中津江工区

《議長》

続きまして再評価対象事業であります、道路改築事業、栃野西大山線、中津江工区についてご説明をお願いいたします。

《道路建設課》

道路改築事業、一般県道栃野西大山線、中津江工区について説明いたします。本事業は、平成29年度に再評価を受けており、前回から5年経過したことから、今回再評価を受けるものです。まずは位置図になります。栃野西大山線は、日田市を南北に縦貫する国道212号及び国道387号を最短で結ぶ幹線道路であり、今回の事業区間は、赤い点線部分の日田市中津江村栃野に位置しております。沿線の状況になります。栃野西大山線は、中津江、上津江地区から国道212号を經由して、日田市中心部を最短で結ぶ生活道路として重要な役割を担っています。また、地震等の災害発生時には、中津江村と大山町等を連絡する緊急輸送道路であり、県の道路啓開計画においても、優先啓開ルートとして位置付けられています。平成28年4月の熊本地震では、本事業箇所周辺の2ヶ所で、長期全面通行止めになるなど、災害が発生いたしました。本事業区間において同様の災害が発生し通行止めとなった場合、中津江、上津江の住民や熊本方面から日田市中心部へ向かう車両は、迂回を余儀なくされます。中津江、上津江地区から日田市中心部へ向かう際、通常はオレンジ色で示す栃野西大山線を通行して約11分かかり

ます。通行止めとなった場合、緑色で示す県道天瀬阿蘇線へ迂回しますが、天瀬阿蘇線は大型車両が通行困難であることから、大半の車両は、紫色で示した国道387号から国道212号を迂回路として使用し、平常時と比較して約24分、迂回距離で約15km増の大幅な迂回が必要となります。

次に、産業・観光について説明いたします。日田市は大分県内でも、林業が盛んであり大分県内の原木生産量の第一位を占めています。特に主要産業としている中津江、上津江の原木生産量は、日田市の約30%を占めており、本路線は日田市街の木材市場への運搬経路として、地域産業を支える道路となっております。また、日田市南部には、「鯛生金山」、「道の駅せせらぎの郷 かみつえ」、「オートポリス」など、多くの観光施設が所在しており、観光施設への観光道路網を形成する路線としても大きな役割を果たしています。

現状の問題点です。本区間にある既設のトンネルは、建築限界4.5mが不足しております。下の写真の通り、大型車両が通行する際に、衝突の危険性が生じております。また、線形不良、路肩の幅員不足により、車線をはみ出すなど、大型車両等の安全な通行に支障をきたしております。加えて黄色で示しております落石の発生源となる転石が多数存在しており、落石による事故等の発生が懸念されます。

事業の目的、必要性についてです。現道の状況は、先ほど説明した上段の内容となりますが、本事業の整備により期待される効果として、トンネル内の建築限界確保及び幅員狭小・線形不良の解消による安全性・快適性の向上、日田市中心部への生活道路の確保及び林業・観光など地域産業の支援、落石箇所の回避等による防災機能向上などが期待されます。

計画概要ですが、道路規格は3種4級の設計速度50kmで計画しており、事業区間の延長は750m、幅員は車道2.75mの2車線で全幅7mで計画しています。主な構造物は、中央付近に437mのトンネルが1箇所、トンネル前後に2基の橋梁を予定しております。全体事業の概要です。計画期間につきましては、前回評価時は平成26年から令和5年となっておりますが、蕨野橋の橋台を施工する際に、土留め擁壁を追加したことにより、平成26年から令和7年と2年の期間延長となっております。延長・幅員については変更等ありません。全体事業費につきましては、前回24億1,000万円を予定しておりましたが、トンネル工、橋梁工、測量試験費で約12億円の増額見込みとなり、全体事業費36億1,000万円を見込んでおります。計画期間の変更につきましては、蕨野橋の橋台に土留め擁壁を追加したことによりまして、設計の検討に1年、工事の施工により1年の延伸をしております。また、土留め擁壁の追加に伴いまして、道路工やトンネル工の工程にも影響を受けており、事業期間を2年延伸しております。次に、事業費の変更理由について説明いたします。トンネル工について、前は当時直近のトンネル実績等を参考に算出しており、12億1,000万円としておりました。しかし、今回発注に向けて、最新の単価で積算したところ、物価上昇等による影

響により、9億9,000万円の増額の22億円となっております。なお、メーター当たり単価で表しますと、約460万円となっております。直近の類似トンネルについても同様の影響を受けており、工事単価が上昇しております。橋梁工につきましては、蕨野橋の橋台施工に伴い、ダム管理道や、作業ヤードの確保、現道への影響等を考慮し、土留め擁壁が必要となりました。測量試験費を含め、7億8,500万円から2億1,000万円増額し、9億9,500万円を見込んでおります。ここで土留め擁壁について説明いたします。こちらの写真は、A2橋台となっております、写真の奥の方へ向かうと日田市街、手前の方へ向かうと熊本方面となっております。写真の丸で2ヶ所囲んでいる部分が永久的な構造物として設置されている土留め擁壁となっております。また、写真の①と②の方向から見た形を、上の方に赤線で図示しております。①の断面図を見ていただきますと、直壁の擁壁として、施工が可能であるため、こちらの背後の地山でありますとか、こちらの現道の背後の影響を抑えることができる施工が可能となります。また反対側のA1橋台についても同様の工法を採用しております。

環境への配慮につきましては、前回から特に変更はありません。自然環境、景観への配慮については、県立自然公園内であり、トンネル計画を採用することで、地形改変を極力少なくし、可能な限り周辺の自然環境に配慮しております。概算土量につきましては、切土約6,000m³、トンネル残土2万4,500m³となっており、本事業で現場内流用した後、合計で3万m³の残土が発生しますので、周辺の道路工事へ流用するなど、適切な処理を図っていかうと思っております。

まとめになります。再評価基準は、大幅な事業費の増によるものです。事業継続の評価は、費用便益分析のほか、緊急輸送道路における通行困難区間の解消を目的とした一次改築であることを含めて判断しています。進捗状況としましては、用地取得率は100%。令和3年度末の事業費ベースで31%の進捗率となっております。事業の効果としまして、トンネル内の建築限界確保及び幅員狭小、線形不良箇所等の解消による安全性・快適性の向上、落石箇所の回避等による防災機能向上、日田中心部への生活道路確保及び林業・観光など地域産業の支援、「鯛生金山」、「道の駅せせらぎ郷 かみつえ」、「オートポリス」など観光地へのアクセス改善などが期待されます。また、地元及び沿線自治体からは、継続して要望を受けております。以上のことから、対応方針案としましては、事業を継続したいと考えております。以上で説明を終わります。

《議長》

ただいま説明を受けました事業につきまして、ご意見等お願いいたします。

《委員》

ここを見させていただいた時に、道路もトンネルも両方とも狭くて、通行できるような感じではなく、安全性の問題では、必ずここはやるべきだと思いました。

今回、工事の額が増額され、さらに工法も追加されています。しかし、再評価書を見ると前回評価時とは変更ないという表記がずっと出てきています。例えば、コストが上

がるだけではなくて工法も追加されているということなので、工法を追加したということを事業の特殊性かどこかに、何か少し書き加えてはいかがでしょうか。工法を追加したということをどこかに書く必要があるのではないかなというふうに思います。前回と同じというわけにはいかないと思うのですがいかがでしょうか。

《道路建設課》

今回、特殊性として橋梁の周辺の工事をするにあたって、仮設ではなく本設の擁壁を追加させていただいているところが大きな変更です。あとは先ほど申し上げたトンネル自体のコストが上がったところがありますが、今回この特殊性に関しては、「土留め擁壁を採用した」と記載しているところがございます。この書きぶりをわかりやすくということであれば、考えたいと思いますが、今回特殊性に記載は入れさせていただいているところがございます。

《委員》

読んだ感じでは、少し変更したのかなというのはあるが、もう少し書き足す必要があるかなと思っています。その辺はもう少しわかるような形を工夫して検討したいと思います。

《委員》

今のところと関連してなんですが、工法の妥当性のところについて、例えば今回土留め擁壁を採用したのは、当初の計画では盛り込まれてなかったけど、再検討をした結果、土留め擁壁がさらに適している工法だろうというお考えでされたと理解しています。一般的な質問ですけど、この法律の範囲内だとか、今その時点で考えられるベストな方法をとっているという趣旨であれば、その基本的な考え方として工法の妥当性っていうのは、「変化ない」ということだと思います。ただ、いろいろ考えていく中で、さらにベストな方法が見つかったので、今回変更するということが、その工法の妥当性の中で、今言ったような趣旨で盛り込めるのであれば、一般の人にとってみれば、そういう記載をしていただいた方がわかりやすいなと思います。ここの記載っていうのは、ある程度いろんな統一的な様式というか、項目で記載されているので、私が今言った意見よりも、最初のこの記載の方が適しているのであれば変更の必要はないと思いますが。この記載方法というか、そういうのがわからないのですみません。

《事務局》

今の委員のご意見は、全般にわたることだと思いますので、私どもの方で調整して、ご相談しながら、必要性を認めれば次回から全課室に統一的に運用していこうと思います。

今回は、土留擁壁については、事業の進捗に伴って、最適な工法を採用したということですのでよろしいですね。

《道路建設課》

現場の状況に合わせて当然ベストな形というのがあって、状況によっては採用するも

のが変わってきたりはしますが、今回の現場条件に合った擁壁等の形というのは、現場に合った最適なものです。ただこの妥当性は、構造令とかもう少し大きな全体としての道路の事業としての、満足するものだとか、ルートの話とかに特化しているところがありますので、事務局からお話があったように、ここに例えば構造、擁壁の構造や橋梁の構造など、そういうところまでを書くのか、そこまで踏み込んで考えてなかったのか、その辺をまた相談させていただきながら、どうするか考えたいと思います。

《事務局》

当初、事前評価の段階では、依拠するその構造令や、或いはルート比較などということに記載しております。委員のご指摘の通り再評価の時点では変更点も生じますので、その辺は事務局で整理をさせていただきます。

《委員》

整備効果のところを確認したいのですが、旅行速度の改善で速度が30 kmから50 kmに増加しているということですが、これは、どういう方法で測定したのか、或いはいつの時点の速度なのか。公表資料だけに、ここはもう少し丁寧に書かないと第三者が見た場合に、疑問を持つと思うが、いかがでしょうか。

《道路建設課》

まだ現場はできておりませんので、そこを通過しているわけではなく、あくまでも設計速度50 kmのところ、今は狭くてカーブもあり、減速するので遅くはなっていますが、線形も良くなって、見通しも良くなるので、50 kmで通れるぐらい伸びるだろうというところに入れさせていただいているというところ。あくまでも、まだ途中段階での記載です。30 kmというのも、実測で走ってみて記載しているのか、規制速度などから勘案して30 kmしているのか、その辺が今すぐにお答えできないですけども、当初の30 kmというのは、実測なり現況を見ながら記載しているところ。50 kmというのは、将来的にそのくらいまでは出るだろうという見込みで今記載させていただいています。数値的なところは、再度確認はさせていただきたいと思います。

《委員》

このままですと非常に誤解を招くような表現だと思いますので、もうちょっとここは要検討かなというふうに思います。私は、ここは書かないほうがいいと思います。

《道路建設課》

具体的に書けるのかも含めて、確認させていただきます。

《議長》

それでは、意見も出揃ったようですので、事業者が申しております、対応方針案の継続が妥当であると認めることでよろしいですか。

(委員一同 異議無し)

《議長》

では、この事業につきましては、継続を妥当といたします。それではここで10分間の休憩をとりたいと思います。

(休憩)

3. 【再評価】 交通安全事業 国道500号 鉄輪工区

《議長》

それでは再開をいたします。再評価対象事業となります。交通安全事業、国道500号、鉄輪工区についてご説明をお願いいたします。

《道路保全課》

交通安全事業、国道500号鉄輪工区についてご説明いたします。位置図をご覧ください。事業箇所の鉄輪工区は、図中の赤線で示す区間です。現在、国道500号では国道10号の交差点、九州横断道路入口交差点から、県道亀川別府線との交差点、石垣10丁目交差点の間を汐見工区、石垣10丁目交差点から市道朝見北石垣線の鶴高通り交差点までを石垣工区として、無電柱化事業を実施中です。事業区間です。図は右側、ひょうたん温泉のある市道野口原実相寺公園道路交差点から海地獄交差点までの延長860mです。区間の周辺には海地獄、鬼山地獄、また地獄蒸し工房などがあり、多くの旅館ホテルなどが立地しております。

次に、本事業区間につきまして、交通安全上の課題、防災上の課題、景観上の課題、三つの課題があると考えております。一つ目は、交通安全上の課題です。安全な通行空間の確保、観光客の回遊性向上です。左の写真のように、幅が狭い歩道や、歩道がない場所を児童が通学しており、安心して歩けない状況です。右の写真では、観光客が歩道のない区間を歩いており、安全な通行空間を確保する必要があります。次に二つ目、防災上の課題です。国道500号は、別府港と自衛隊駐屯地、別府インターチェンジを結ぶ最優先啓開ルートですが、画面右の写真のように、電柱が倒れるほどの地震が起きれば、災害時の救援活動に支障が出るのが予想されます。緊急輸送道路を最優先啓開ルートとして、災害時に通行止めにならない、もしくは早期復旧できる道路とする必要があります。最後に、景観上の課題ですが、右の写真のように、電柱、電線等により、湯けむり景観が阻害されている状況があります。そのため、別府の湯けむり景観にふさわしい沿道景観を形成する必要があります。これらの三つの大きな課題を解消するために、自転車歩行者道の整備と電線共同溝の整備により、無電柱化を行います。次に、事業概要について説明いたします。計画延長は860mです。計画幅員は、事業箇所が都市計画道路箇所であるため、第4種1級の道路規格で3mの自転車歩行者道を両側に配置し、

現在の幅員20mから25mにする計画です。また同時に、電線共同溝整備による無電柱化を実施します。整備イメージになります。自転車歩行者道の整備と、電線共同溝整備による無電柱化を実施することによって、災害時を含む安全安心な道路、湯けむり等、観光道路としての景観が確保されます。

次に、全体の事業概要です。事業期間については、当初令和8年度までの9年間を予定していましたが、今回2年延伸し、令和10年度までに延伸したいと考えております。また、全体事業費については、測量試験費で建物調査の追加により、3,000万円の増額で1億5,000万円。用地補償費において、建物補償の追加により、3億3,000万円の増額で2億7,000万円。道路工において、労務費や材料費の上昇により、1億4,000万円増額で6億2,000万円。電線共同溝において整備方式の変更により、6,000万円減額で10億円。全体としましては、34億円から4億4,000万円増額の38億4,000万円を見込んでおります。次に、事業費の主な増額理由である、用地補償費の増額について説明します。まず一つ目は、大型宿泊施設等の利用状況について、詳細に聞き取りした結果、買収が必要なロビー、飲食スペースと接続する背後の客室が機能的に一体不可分であることが判明し、一体的な移転が必要となったためです。二つ目は、営業所において、買収後の敷地内で大型車両の駐車スペースを確保するため、建物の再配置を行う必要が生じたためです。次に、道路工についてですが、労務費、材料費、消費税率の上昇等の影響を受け、4億8,000万円から1億4,000万円増額し、6億2,000万円を見込んでおります。また、電線共同溝についてですが、前回評価時は、電線管理者と費用負担方式について協議中であったため、費用を道路事業者側で全額負担する要請者負担方式で、工事費を算出していましたが、その後の協議により、電線管理者も費用を負担する電線共同溝方式に決定したことにより、3億円の減額。また、道路工と同様に、労務費、材料費、消費税率の上昇等の影響を受け7億6,000万円から2億4,000万円増額し、10億円を見込んでおります。次に、電線共同溝の整備方式について補足説明をさせていただきます。要請者負担方式ですと、イラストにある施設の整備費用すべてを道路事業者が負担することになりますが、電線共同溝方式になりますと、イラストの青の管路や特殊部を道路管理者が負担しますが、赤で表示している電力、通信ケーブルや、民地側の管路等については、電線管理者の負担となります。

次に、用地の取得状況ですが、昨年度末時点で用地取得率が、面積ベースで53%。建物補償が24件のうち13件契約済みとなっております。まとまった区間の用地取得ができた区間から工事に着手したいと考えております。

次に、計画期間の変更についてです。計画期間の変更は、用地取得に期間を要していることです。大型宿泊施設等の補償調査、移転調整等に時間を要していることから、用地取得期間を当初の見込みから2年延伸する必要が生じました。事業全体の工程としましては、用地取得に要した期間2年分を延伸し、令和10年度の完成を目指したいと考

えております。環境への配慮についてですが、当事業計画は、現道拡幅のため、地形改変による影響が少ない計画です。工事の際は、低騒音低振動型の建設機械を使用し、周辺の住環境の負担軽減を図ります。工事で発生するアスファルト、コンクリートガラ、砕石は再資源化処理施設で適切に処理します。また、工事で発生する残土3,600³m³については、国道500号明礬工区等への事業間流用を行う予定としております。

最後になります。再評価基準は、事業採択後5年経過によるものです。令和3年度末の事業進捗率は38%です。別府市朝日小学校から事業に対する強い要望があり、事業への協力体制が整っております。以上のことから、本事業を継続したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

《議長》

ただいま説明を受けました事業につきまして、ご意見等お願いたします。

《委員》

計画平面図、計画幅員のあるスライドに現況が3.15mの1車線あたりの幅員になってます。現在の道路構造令は、1970年、昭和45年に制定されているので、それに従っての横断構成になってると思うのですが、それ以前の設計ですので、1車線3.15mという幅員を使ってると思います。そうしますと現在では使うことのできない幅員ですけども、県の例えば道路台帳等では、これは何年に設計されたか等はわかるんでしょうか。或いはデータベース化されていて、私どもが簡単にアクセスして、幅員構成等見ることができるのでしょうか。

《道路保全課》

道路台帳に記載されているのは、工事を施工した年度が書かれておりまして、その道路台帳からは、この3.15mで整備した時期、年度はわかります。設計はと言いますと、少しさかのぼって詳細に調査をしてみないと、実際の設計年度まではわからないというのが実情でございます。

《委員》

それは何か調査すればわかるのでしょうか。いつごろに大体設計したのかが。

《道路保全課》

ただかなり以前の規格ですので、どこまでその資料を遡れるかとか、当時の関係者等に聞いてみる必要があります。

《委員》

道路台帳記載年度はあくまでも施工年度、或いは完成年度ということですね。県の職員の方しかアクセスできないのでしょうか。

《道路保全課》

道路台帳は我々の管理のもとにありますので、言っていただければ。

《委員》

それはそうですね。はい。よろしくお願いたします。

《委員》

意見なのですけど、ここはかなりの坂道になっておりまして、ここで自転車と歩行者の道路整備をしていただくのは本当に観光にとってもいいと思うのですが、かなりの坂道ですので、自転車が上るときはいいのですが下るときにもすごいスピードが出るので、逆にその歩行者と自転車との衝突事故というのが発生しうる可能性が非常に多くて、そのあたりのご配慮も、整備の中に何かご計画を入れていただければなというふうに思いました。

それとこれは事務局になるのかもわかりませんが、大体こういう時の用地買収になりますと、用地買収で必ずと言っていいほどプラス1年とか、プラス2年とか今かかっている状況で、特にこの辺りは大型ホテルが多いので、今後この計画通りに用地買収ができるかというのも不安なところですよ。経営にも関わることなので不安なところでもあるのですが、今、工事においては、物価指数がありまして、この前拝見させていただいたですけれども、用地買収もきっとその1年、2年先延ばしになると多分、同じく解体費ですとか買収費が変わってくるのではないかなと思っていて、そのあたりの用地買収における物価指数といいたいでしょうか。そういう、ものがあるのでしょうか。この評価をするにあたって、何かそういう指数があれば教えていただきたいのですけど。

《道路保全課》

おっしゃるとおり、この勾配ですと、自転車のスピードがアップし、今度は歩行者との事故、接触事故等もやはり懸念されますので、その対策を我々だけではなくて、警察関係者とも、協議をして現場の方に生かしていきたいと思っております。

《事務局》

用地補償について、毎年単価を改定しております。交渉に着手する時点の最新の単価で積算した上で交渉に行っています。どれぐらい動いてきたかというのは、今現在データがありませんで、所管が用地対策課ってところになるのですけれども、そちらで、そういった値動きを押さえているか、その点も今時点では把握できておりません。

《委員》

土地の補償になると、多分路線価からの数値になると思いますが、多分、解体をするとか、移転するとかになると、その解体費用の補償みたいなのところもあるのですよね。それも必ずこの1年2年で増額していると思うので、伸びたら伸びただけ、最初に計画した費用から増額が考えられると思います。それを評価するときに、延びたらまた用地買収の用地補償費が増えました、ということが今後ありうるだろうなと思っているので、それがわかると、何かあるのかなと思ってお尋ねしました。

《事務局》

そこはですね、単価は全部改定を毎年していますから、今現在でいえば、一般的に値上がり傾向だと思っております。全般的な上がり傾向だと思うのですが、当初の計画の時点では用地補償は、概算で行っております。1件1件個別に調査をして、材質とかを調べて、

それで補償を決定していきます。また、今回内容にもありましたけれども、移転の方法、例えば、ひさしだけでしたら切り取ってご了解いただくとか、或いは影響が大きければ、全く別の場所に再建築するという積算をします。そういったところの、変動による予算の動き、それも大きく動いてきますので、例えばその用地補償費何%増というようならえ方は、ちょっと難しいなと思っています。

《議長》

ただいまの委員の意見で、私も自転車に乘りますので、別大国道の自転車道と歩道ですけど、走りやすいですね。あの様に区分をしていただきたいと思うのですが、これを付帯意見として提出するのがいいのか、どうですかね。事務局としては。

《事務局》

付帯意見について特に、あるべきルールはございませんので、委員の皆様方のご意向によるかとは思いますが、皆様のご意向ということで、はい。

《議長》

お諮りいたします。委員の自転車と歩行者との道路の、しっかりした区分をすることを付帯意見として、上げるということで、どうでしょうか。賛成の方は。

《委員》

私は、そこまでしなくてもいいと思います。設計時に最大限の尊重、配慮することによってよろしいのではないかなと思います。

《議長》

それでは、付帯意見とはいたしません、この意見を十分に踏まえ、事業執行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

《道路保全課》

承知いたしました。

《委員》

私は、最初にこの委員になったときに、この事業の事前評価をしたのですが、名古屋市には電柱が埋没されている大きい道路がありまして、非常に景観も良くなっていますし、歩行者も電柱を避けるといったことがないので、それができるのが、ちょうど私が事業評価委員を10年目で完成できる予定で、事業が計画されていたのですごく楽しみにしていました。でも、やっぱり延伸していて、もう私が事業評価委員の間には完成を見られない。非常に期間が延びることが残念です。ほとんどの事業がやはり延びてしまっていて。相手があることなので仕方がないのは重々承知していますが、特にこの地区においては、安全性とか観光、今はコロナで減っているかもしれないですけど、一時期観光客が戻ったときに、やっぱり大分県ってすごく人気があって、すごく多くの方が、県外からお見えになっていた。他の県ではそこまで観光客戻ってなかったのが、大分県だけすごく、ホテルが満室になっているとか、そういうお話を聞くと、やはりここは、とにかく早く事業を進めていただきたいなと思います。実際にこの地域を車で通ったり

しても、ちょっと怖いと思う場所も多々ありまして、特にこの地域に通うお子さんたちが、怖い思いをしているっていうのは、学校の訪問などでも聞いたりしているので、大事なお子さんを守るためにも早く工事を遂行していただいて、1年でも早く完成を早くしていただきたいなと思います。特に本当に大分県の顔である地域なので、最重要だと思いますし、今回、地図の上に工事中にこの看板立てていますって小さく、3-7の上の事業区間のところにちょっと載せてもらっているのですが、多分これ、工事中の看板だと思いますが。こういう配慮とかも、多分地域の方のご理解を得られるかなと思うので、ぜひ他のところでも、堅苦しい工事区間がここで、何月何日までとかじゃなくて、こういう看板も、ぜひ対応していただいたらいいのではないかなと思いました。

《道路保全課》

貴重なご意見ありがとうございます。とにかく1年でも早い完成を目指して取り組んでいきたいなと思います。ありがとうございます。

《議長》

他にございませんか。よろしいですか。それでは、意見も出揃ったようですので、事業者が申しております対応方針案の継続が妥当であるということによろしいですか。

(委員一同異議無し)

《議長》

はい。ではこの事業につきましては、継続を妥当といたします。ありがとうございました。

4. 【再評価】 広域河川改修事業 二串川

《議長》

それでは続きまして、再評価対象事業であります。広域河川改修事業二串川について、ご説明お願いいたします。

《河川課》

再評価1件について審議をお願いいたします。審議案件は、広域河川改修事業、一級河川、筑後川水系二串川です。所在地は日田市大字友田となります。二串川は日田市の西部を流れる一級河川筑後川の一次支川であり、流路延長7km、流域面積20.4km²となっております。事業区間は、右の図に示している流下断面が不足する1,920mの区間となっております。

次に平面位置図にて二串川の周辺状況及び浸水状況をご説明いたします。この図面で

は川は右から左に流れております。二串川は日田市大字友田で一級河川筑後川に合流してありまして、国道386号、JR九大本線、大分自動車道が横断し、河川沿いには人家が連なっております。水色で着色した範囲が平成29年九州北部豪雨で浸水したエリアでして、赤色が床上浸水、黄色が床下浸水を示しております。この浸水被害を解消するため、流下能力の不足する九大本線より上流よりを起点としまして、君迫川と朝日川の合流点を終点として、1,920mの区間が事業化されております。主な出水状況を説明させていただきます。平成29年の7月に起きた九州北部豪雨では、広い範囲で浸水被害を受けております。左上の①の写真では、赤い破線で示したラインが、堤防の位置となっておりますが、出水により、越水している状況がわかります。続いてこちらは、令和2年7月豪雨時の取水の状況です。事業区間の下流において、家屋一戸が床上浸水しております。

次に河川の計画諸元についてご説明します。本事業における諸元は前回から変更ありません。二串川では、概ね10年に1回程度発生する洪水を対象とした規模で計画を行っており、本事業では、既往最大洪水である平成29年の出水の流量が流下可能な計画となっております。続いて整備方針です。整備方針についても変更ありません。本河川では、河道の断面が不足しているため、河道の拡幅を行っていきます。また、河道の拡幅に伴い、橋梁の架け替え等行っていきます。続いて事業の進捗状況についてご説明します。水色で着色している箇所が二串川となっております、黄緑色の範囲が浸水エリアとなっております。灰色の周りを紫で縁とっている箇所が用地買収済みで、紫色で塗り潰している箇所が用地買収予定のところとなっております。下流から順次、用地買収を進めてありまして、今後は大内田橋より上流側の用地買収を進めていく予定としております。また下流側に示している0.13kmの範囲は、現在河道拡幅工事を着手してありまして、また大内田橋の架け替え工事についても、現在、上部工を施行中となっております。令和3年度末時点の事業進捗率は、事業費ベースで約25%。用地進捗率は47%となっております。次に事業の工程についてですが、こちらは予定通り進んでおります。流下阻害となっていた固定堰は初年度に撤去済みとなっております。また詳細設計が完了した下流区間から順次用地取得している状況となります。続いて事業効果について説明します。こちらは大内田橋付近を上流から見下ろした写真になります。左側の写真にある既設の固定堰は、現在撤去済みとなっております。左岸護岸整備により、河道拡幅してありまして、右岸側も橋梁下部工の施工に伴って、一部拡幅してあります。今後は、赤い破線のイメージで、護岸の整備を行っていく予定としております。また、大内田橋の上部工についても、今後施工していく予定としております。

続いて環境への配慮についてです。こちらも前回から変更はありません。工事着手前の環境調査の結果、事業区間の上流にて重要種5種が確認されております。事業実施にあたっては、重要種が確認された場合は、事業区間外に移動させるとともに、みお筋の復元創出、水際環境の多様性創出により、重要種への影響を最小限にとどめるよう配慮

していきます。

続いて残土についてです。こちらも前回から変更ありません。現場発生土については可能な限り現場内流用を行っており、余剰分については他の公共工事の流用を適宜実施しております。

次に今回の再評価における主な変更箇所について説明していきます。計画期間、事業区間、数量等は、前回から変更ありません。工事費については、物価上昇等に伴い、2億円の増額となります。内訳としては、築堤で1,000万円の増。掘削で5,000万円の増。護岸で1億4,000万円の増となっております。つづいてB/Cについては、2.4から2.9に上がっております。河川の便益は、被害額の合計をだしますが、左の表の通り、各評価項目、それぞれが増大しております。被害額の主な増大要因としましては、治水経済マニュアルの改定によるものとなります。主な改定内容としましては、資産評価額単価の更新、被害率の更新、査定方法の見直しとなっております。資産評価額、単価の更新については、より実際の形態に見合う額に更新されており、例としまして、農漁家償却・在庫資産額では1.56倍ほど上昇しております。また、被害率の更新については、従前は平成5年から平成8年の水害統計データから算出されておりましたが、今回の改定により、平成5年から平成29年に母数が増え、これに伴い、被害率が上昇しております。例として事業所在庫被害率では1.39倍ほど上昇しております。また公共土木施設等被害額の算定方法が見直しされ、これまで公共土木施設と被害額のうち、農地農業施設の被害額は、一般資産被害額掛ける被害率でしたが、これが水田や畑の面積掛ける単位面積当たり被害額へと見直しされ、これに伴い被害額が上昇しております。まとめとなります。再評価基準は前回評価後5年経過によるものです。費用便益比については前回の2.4から2.9へと上昇しております。事業進捗としましては、令和3年度末事業費ベースで約25%となっております。本事業によって期待される効果としましては、家屋49戸、宅地、田畑等が23.2ヘクタール。避難経路である市道の冠水防止を見込んでおります。地元の状況としましても、非常に協力的で、早期整備を強く要望されているところであります。以上を踏まえまして、事業を継続したいと考えております。よろしく願いいたします。

《議長》

ありがとうございました。ただいま説明を受けました事業につきまして、ご意見等お願いいたします。

《委員》

この残存価値というのは、どのように算出しておりますか。港湾とかでいろいろと算出方法が違うと思うのですが。

《河川課》

残存価値は投資したコストから、算出しております。

《委員》

投資額の何%ですか。

《河川課》

投資額に対して、割引率4%を加味して算出しております。

《委員》

割引率4%はいいのですが、投資額の何%ですか。

《河川課》

工種ごとに投資額を集計しまして、それに対して、割引率4%を掛けている形になります。

《委員》

現在価値に直すために4%を掛けるわけであって、投資額に対する何パーセントが残存価値になるのか、その辺りを伺いたい。また後ほど伺いたします。

《委員》

進捗状況と用地買収の件について伺います。用地取得率が約47%とありますが、図で見ると、まだピンク色の方がかなり多い様に見えますが、47%事業費ベースで終わっているのは確かですか。

《河川課》

はい。

《委員》

下流の方からされるということで、順番があるのでしょうか、相続人がたくさんある所や、交渉が難航しそうな所はあるのでしょうか？

《河川課》

特に今のところありません。

《委員》

範囲ぐらまで調べられるものなのですか。予算との関係で区切ってされているように見受けられるのですが。結局、どこか一箇所ストップすると進まなくなってしまうということで、どのような状況か教えていただけたらと。

《河川課》

状況としましては、今、二串橋の付近までは用地測量は終わっております。それより上流の用地測量自体はこれから進めていく予定としております。そういった中で下流から用地買収を順次進めて、今後は大内田橋より上流側の用地買収を進め、工事をしていこうとしております。

《委員》

今その測量が終わっているあたりぐらまでは大体、地権者さんとの話も事実上ほぼ出来ているということでしょうか。

《河川課》

まだ全部は終わっているわけではありません。用地の状況ですが、延長が長いので、

この区間については二串橋の下流は測量が終わっています。測量が終わると権利者が字図から大体わかります。その中で、相続人が多い土地がどこにあるかが概ねわかります。工事等の関係もあり、下流から大体進めていくのですが、その中で例えばこのあたりに相続人が多い土地があるなというのがわかるので、ここは相続人の権利者の確定をしないといけないので、その作業を先行してやっていく形になります。そうやって、土木事務所の用地買収は進めており、ここの部分を買わないといけないとなったときにこんなに権利者がいっぱい時間かかるな、ということがないように、先の先手を打って用地計画取得計画立てています。

《委員》

環境への配慮のところ、現在までの工事重要種は未確認とあるのですが、工事する前に事前調査は行っているのですか。

《河川課》

事前調査を行っております。事業着手前に行っております。

《委員》

1回だけですか。

《河川課》

はい。

《委員》

その工事の延長区間すべてにおいて、これ以外の重要種も含めていないということ、事前に確認した上でということですね。はい、わかりました

《委員》

河川事業というのは、通常非常に長きにわたる事業だと思いますが、今回日田市大字友田とあるのですが、今回の1,920mの事業区間はすべて大字友田地区に入っているというふうな理解でよろしいでしょうか。

もう1点はもしも延長が長くて、大字とか二つ以上、町名でもいいですけど、複数の地区に跨る場合のこの書き方というのは何かこう決まりがあるのでしょうか。

《河川課》

まず1点目でございますが、この該当工区についてはすべて大字友田ということになっています。ご指摘のように、延長区間が長かったりする場合については、何々から何々というふうな形の工区の記載になります。

《議長》

はい。他にございますか。それでは、意見も出揃ったようですので、事業者が申請しております、対応方針案の継続が妥当であると認めることでよろしいですか。

(委員一同 異議無し)

《議長》

はい。ありがとうございます。ではこの事業につきましては、継続を妥当といたします。ありがとうございました。

5. 【事前評価】港湾機能施設整備事業 大分港大在地区

《議長》

はい。次に、事前評価対象事業であります港湾機能施設整備事業、大分港大在地区についてご説明をお願いいたします。

《港湾課》

大分港大在地区で計画しています港湾機能施設整備事業について説明させていただきます。港湾機能施設整備事業は、起債事業であり、施設整備に要した費用を使用料等にて償還する事業になります。こちらは今回の事業を行う大分港の位置図になります。右側の赤で囲っている地区が、今回事業を行う大在地区になります。本県は九州の東に位置しており、関西や関東に近い地理的優位性を生かすため、平成29年3月に九州の東の玄関口としての拠点化戦略を策定しており、その中で、大分港大在地区を、物の流れの基幹拠点に位置付けております。

港湾の取扱貨物量の概要について説明いたします。港別取扱貨物量のシェアは、大分港が県内全体の55%を占めており、次いで津久見港、臼杵港となっております。右上のグラフの貨物量の推移としては、若干の増減はありますがほぼ横ばいの状況です。左下のグラフの公共専用岸壁別の取扱貨物のシェアでは、県が管理する公共岸壁が全体の35%。企業が所有する専用岸壁が65%の割合となっております。右下グラフの公共岸壁の取扱貨物量の推移を見ますと、赤色で示す大分港が全体の約3割を占めています。平成24年から令和3年の伸び率を計算しますと、全体が約1.2倍の増加。大分港においては約1.6倍の増加となっており、大在地区では、貨物量の増加に対応するため、整備が必要となっている状況です。

大分港大在地区の現状について説明いたします。令和元年11月に、大在地区、大在西地区の港湾機能集約のため、港湾計画を変更し、大在西地区において令和2年度から、国直轄事業が複合一貫輸送ターミナル整備事業にてRORO船の岸壁等の整備に着手しています。翌年の令和3年度からは、県事業においても、RORO船ターミナル整備事業に着手しているところです。今回、新規事業評価対象箇所である大在コンテナターミナルにおいては、平成8年度に赤枠で示す範囲を供用開始し、供用後25年を経過しており、主要な荷役機械であるガントリークレーンの老朽化に伴い、令和3年度にクレーンの更新にも着手しています。コンテナターミナルのコンテナ航路の状況について説明いたします。外貿定期航路として、韓国航路週4便、中国航路週1便、韓国中国航路

週1便、台湾航路週1便が国際フィーダー航路として、神戸航路週3便が就航の計10便が就航しており、右図のように、コンテナ取扱量も年々増加し、リーマンショック後に若干の減少があったものの、コンテナ補助制度の創設や東九州道の開通などにより、令和3年度の外貿コンテナ取扱量は、コロナ禍においても過去最高を記録しております。また、近年、外貿定期航路の就航が相次いでおり、今後貨物需要の増加が見込まれています。

次に、コンテナターミナルの現状と課題について説明いたします。現在、コンテナ置き場が逼迫しており、コンテナを2段積みから3段積みできるように、舗装改修を行っております。荷役企業に対して、県の補助制度等の活用や令和3年9月には、港湾の利用拡大に繋がる企業が、大在西地区に立地し、今後もコンテナ貨物の増加が見込まれています。右のグラフのようにコンテナの取扱量は、平成28年度から令和3年の間で約1.2倍の上昇傾向です。過去10年の外貿内貿の伸び率は約3%であり、この伸び率で推移した場合、令和12年には、既存のコンテナターミナルの取り扱い能力9.9万TEUに迫る見込みであり、取り扱い能力を超過した貨物が他港に流出する恐れがあるため、埠頭用地の早期整備が求められています。また、コンテナターミナル利用者からも、岸壁に近い箇所には埠頭用地拡大の要望も出ております。こうした課題を解決し、貨物需要の増大や荷役作業の効率化に対応するため、今回、大在地区埠頭用地を整備したいと考えております。整備する箇所は、航空写真に示しておりますが、港湾計画で位置付けされている既存ターミナルの切り欠け部であり、埠頭用地とその外周護岸を整備します。整備によるコンテナ取り扱い可能量は、コンテナターミナル全体で、現状の9.9万TEUから1.6倍増加し、16万TEUになります。整備の概要についてご説明いたします。今回整備する施設は、護岸が前面護岸280m。取付護岸160mの計440m。埠頭用地埋め立てが4.2ヘクタール。舗装はコンテナを3段置けるように計画しております。夜間荷役もあるため、照明灯を4基と保安施設として、フェンス等の設置を計画しています。構造については、下の標準断面図のように、前面護岸は岸壁整備に影響がないよう、埠頭用地の護岸の位置を調整します。背後の埋め立て土量は約24万m³です。取り付け護岸は既設護岸と同様な構造を考えています。事業費については、調査設計、環境評価、埋め立て申請等に1億1,000万円。前面護岸に4億8,500万円。取付護岸に2億5,000万円。埠頭用地23億7,500万円。計22億2,000万円を見込んでいます。続きまして、事業スケジュールについて説明いたします。事業期間は、表の一番上にありますように、令和5年度から令和11年度の7ヵ年を予定しています。来年度より2ヵ年で調査設計、環境影響評価、埋め立て申請作成等を行います。令和6年度から、埠頭用地外周の護岸工事に着手し、埠頭用地埋め立てを令和9年度から開始し、舗装や附属施設を整備し、令和11年度に完成を目指しています。続いて、環境への配慮について説明いたします。周辺環境への配慮として、工事にあたっては、低騒音・低振動の建設機械を使用するほか、護岸の施工で、海中に濁りが発生

する可能性のある工事については、汚濁防止膜等の設置を行い、環境に配慮しながら施工を行います。概算土量については、下の表に示しますように、県で施工する護岸背後の埠頭用地埋め立てに約24万m³が必要となるため、不足土については東九州道の4車線化などの公共工事で発生した残土を有効活用していきます。本事業の便益について説明いたします。本事業の便益は、陸上輸送距離の短縮によるコスト縮減便益です。具体的には、埠頭用地を整備することで、コンテナターミナルの取り扱い可能量が増加し、近接他港の利用を避けることができ、輸送コストが削減できる便益です。近接他港としては、大分港と同様なアジア航路を持つ宮崎県細島港の利用を想定しています。最後に、事業実施環境についてです。本事業は、九州の東の玄関口としての拠点化戦略に基づき、港湾物流の強化を図る事業であります。事業実施により、今後見込まれるコンテナターミナル用地不足が解消され、効率的な物流ネットワークが形成されます。コンテナターミナルを利用する港湾荷役業者は、早期の整備を強く要望しています。以上の有効性を示す指標の費用便益比は31.3です。以上のように、事業実施環境も整っており、必要性が認められることから、本事業を実施したいと考えております。以上で説明を終わります。

《議長》

ただいま説明を受けました事業につきまして、ご意見等お願いいたします。

《委員》

現地調査に行かせていただきました。本当にここは実際に行ってみて、いろいろなことを感じた現場で、この図で見るとあまり広くなく、実際に行ってみて、ここを全部埋め立ててしまうのかと言うぐらい結構な広さで、単純に驚いたところで、いろいろな状況から、場所が足りないということも踏まえて、ここが埋め立て場所として、おそらく一番いい場所だと最良の場所だと考えておられることは理解できます。

やはりあれだけの土量になるので環境には、しっかり対応していただきたいなと思います。もうここだったらいいでしょうではなくて、常に配慮はしていただきたい。

2点目は、この現場を見させていただいて、コンテナを運ぶ方の技術、きちんときれいに並べられる技術、クレーンで積み荷をされる難しさなど、いろいろなことを見せていただいて本当によくわかったと思います。で、なかなか入るのが厳しそうな危険な場所だったですけど、私1人じゃなくて、本当にいろんな県民の方とかに、こういうのを身近で、お見せできたらいいのになあ、ということ強く感じました。ここは危険性が高いとは思っているので、その安全面が課題かなと思うのですが、コロナ禍では外ですし、物流の流れと言うことをすごく実感できる場所だと思うので、物づくりから、運んで消費者の元へ届くまでのこととか、海外との貿易の関係とか、教科書だけでは理解できないものが、すごくイメージしやすい場所だなと思います。今いろいろな建設現場や公共事業を県民に紹介する企画がたくさんつくられているので、ここもそういう企画の一つの現場となれば、すごくいいのではないかなと感じました。

《港湾課》

ご意見ありがとうございます。まず1点目の環境の配慮についてですけれども、今後のスケジュールとしまして、一番初めに調査設計、環境評価、埋め立て申請を行いまして、この中で環境評価という項目がございます。こちらにつきましては現場の周辺の環境、今回埋め立てをするので主に海中、海の部分についての環境の調査というものを行いまして、埋め立てに伴う環境アセスの評価も行う予定になっております。こちらの中で、その環境に配慮が必要な項目等があれば、それを検討すると、いう形で考えているところです。

2つ目、現場見学の関係ですけれども、実際コンテナターミナルは大分県でも、ここだけでかなり希少性の高いターミナルでありまして、実際に小学校からも見学したいという声もかなりきておりまして、実際こちらを指定管理している大分国際貿易センターさんの方で、その小学校の見学の受け入れを現在行っております。今年も数件お問い合わせがありまして、安全を確保しながら現場の方の実際コンテナを動かす様や、クレーンで船に積み込む様を現場でじかに体験していただくことを現在も行っております。やはりコロナっていうのもあり、若干制限はかけているところはあるかもしれないですけど、そういった取り組みも行っています。

《議長》

よろしいですか。はい。他にございませんか。

《委員》

位置図をみますと津留、乙津など港湾施設がたくさんあります。港湾の貿易ではコストを削減するために大型化により、一気に物流を運ぶというようになっており、小さな浅い港湾があっても、結局入れないようになっていっているのではないかと。小さいものを作る意味っていうのは、どの辺りにあるのか。もう少し集中して大型が入れてそこに鉄道などの物流をちゃんとできるような、ロジスティックの計画ができていいるか。大分県としてできているか。

《港湾課》

港整備するにあたって、岸壁の深さ、対象とする船については様々ございまして、一例を申しますと、大分港でも、漁船が集まって泊まっていた箇所は、漁船船だまりとして活用していただけてます。その他、国際貿易に使うようなものであれば、大型の船、それぞれの船の利用実態をしっかりと掴んで、その利用実態に合った、かつ将来的にその船の大型化等も勘案しながら計画をしているような状況でございます。今回審議をお願いしている埋め立てするところの隣に、-14m深さがございます。-14mと申しますと公共岸壁でも県内最大クラスというような形で、海外から相当数の船が、大規模な船が来たとしても、十分対応可能な状況になっているというところでございます。

《議長》

よろしいですか。はい。では他にございますか。

《委員》

2点質問させてください。

先ほど、広大な場所で、この場所を埋め立てるのが位置的には非常にいいというお話がありましたが、ちょっとデータで見ますと、RORO船のターミナルが移転されておりまして、右側が旧RORO船ターミナルになるのでしょうかね。そこの将来的な活用とか計画があれば、何か一体的に活用する計画があれば教えていただきたいことが一点目です。

もう一つは、現状と課題のところ、コンテナの取扱量の見込みですが、今年このコンテナ量が過去最高ということで、今後、増えていくだろうということですが、本当にこれだけの需要の伸びが見込めるかどうか。やっぱりちょっと心配なところもあります。県の方でも、コンテナ利用に関する様々な補助整備をされているということも知りまして、そういったような効果も非常に大きいのかなと思ったのですが、これは、特別にこの様な補助制度があるので大分のニーズが増えているのか、それとも、近隣も含めて全体的に需要が上がっているのか。その辺りをどのように見込まれているのか、教えていただきたい。

《港湾課》

まず1点目、RORO船の旧ターミナルの活用方法についてですが、今現在のRORO船はこちらに着いてまして、それを集約するため、こちらに-9mの岸壁の整備を今行っております。RORO船が移転しますと、こちらの土地が空くということで、今現在港湾計画としては機能の集約ということを考えておりまして、こちらで主にRORO船を扱う、こちらでコンテナを扱う、大在公共埠頭については、バラの貨物といいまして、パッケージ化されていないものですね。例えば、こちらで言えば木材とかですね、こちらで言えば木材チップとか、石炭とか。そういったバラの貨物を扱う専用の埠頭として今考えているところになります。

2点目、見込みについては今現在の集荷の取り組みというところで、いろんな助成制度の一覧表になっています。主なものとしては、集荷促進の対策ということで、コンテナターミナルは今大分市にしかありませんので、周辺から持ってくる時に、大分市以外から運び込む場合に、助成をすとか、コンテナターミナルに利用転換。他港の利用とかですね、他の輸送手段からコンテナに切り換えた方に助成をすとか。そういったいろいろな、項目があるのですが、これらの助成を活用してコンテナの伸びっていうのに貢献しているっていうのが1点と、実際大分港はかなりコンビナート企業、新日鉄や昭和電工などがありまして、そちらの方の貨物などですね、今回は大在の西の方にも、JX金属精錬さんなどが、昨年度開業しまして、こういった主に企業の貨物を、こちらのコンテナターミナルで扱うということで、今後の伸びの増加が期待できるというところで。荷役の企業さんなどにもヒアリングを行っております、近い将来ですね、大体この2万TEUぐらいの見込みを持っているというお話もいただいているところにな

っております。

《委員》

わかりました。具体的な見込みがあるということで理解しました。ありがとうございます。

《議長》

他にございますか。はい。

《委員》

私もRORO船の補助金制度を使わせてもらって、1ヶ月間試して運ばせていただきました。行き先が1箇所でないといけないっていう制約がついたので、若干使い勝手が悪かったですが、実際に2023年の4月から、残業60時間以上は1.5倍に賃上げしなきゃいけないとか、2024年にはもう輸送機関の労働時間の制限がかなり厳しくなるので、こういう船便の活用とか貨物の活用をしっかりやっていかないと、運送、陸送自体がもう立ち行かなくなるという話で、かなり多くの運送会社の方が提案に来ていただいています。九州の東の玄関口を考えてこられた方は、非常に先見の明があるなど、素晴らしいなと思っていて、道路網も整備されて、輸送がもうここから全て行えるという路線が確保できたことと、あとはまた違う航路もどんどん広がっていくと思うので、かなり見込みがあると思うし、本当に早く整備しないと、他に負けてしまう可能性があるんで、ここは重点的にやるべきだなと思います。陸送というか、トラックで運ぶことについても制約が厳しくなるということを考えると、業界全体で、ある程度船便に切り替えるとか、効率的な輸送を考えないといけないと思うのでバラバラに動いている感じがあるので、ここがうまく広報できると非常にありがたいなと思っています。できたら業界全体で、困っているところを補い合えるようなやり方が構築できるといいなと思っています。大分モデルみたいのがあると非常にありがたいなと思います。

《港湾課》

ありがとうございます。委員のおっしゃるように2024年問題というところは我々も非常に重要視しておりまして、急激に船のニーズ、海上輸送のニーズというのが、増えていくだろうと予想しております。そういった中で、我々も今ポートセールスを進める上で、そうした船主様、であるとか運送業者、そういった方々、関連する皆様に、同様の広報といいますか、利用促進を図るためのですね、ご意見等を聞きながらですね、ニーズを的確にとらえていくという形になると思いますが、そういう形で、皆さんと一緒に話をしていきたいと思っておりますし、今現在もそういった取り組みを進めておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。

《議長》

はい。他にございますか。はい、では意見も出揃ったようでございますので、事業者が申しております、対応方針案の事業実施が妥当であるということでよろしいですか。

(委員一同 異議無し)

《議長》

はい。では、この事業につきましては、事業実施を妥当といたします。よろしくお願
いします。ありがとうございました。

《議長》

それでは以上で午前中の審議を終了し、休憩といたします。午後の部は1時から再開
いたしますので、よろしくお願いたします。

(昼食休憩)

(再開・午後の部)

6. 【再評価】 経営体育成基盤整備事業 柚ノ木地区

《議長》

それでは午後の部に入ります。再評価対象事業、経営体育成基盤整備事業 柚ノ木地
区について、説明をお願いします。

《農村基盤整備課》

本事業は、農林水産省の補助により、経営体育成基盤整備事業にて、圃場整備を実施
するものです。事業内容は「区画整理」のみで、負担区分は、ごらんとおりです。

地区は、「由布市庄内町の北大津留地区」になります。画面下に、由布市の庄内庁舎
がありますが、そこから、谷を北上したあたりにあり、別府市と境を接している地域に
なります。

整備工区は、下流・図面左から1工区、2工区、3工区、4工区に分かれています。
受益面積・区画整理面積は「34.7ha」になります

営農計画です。当初、現況と同様に水稻を主体とした営農計画としていましたが、
水田の構造改革として、積極的な水田畑地化を推進するため、担い手と調整を図りなが
ら、園芸品目の導入を行うこととしています。事業完了後、受益の約5割で園芸品目を
作付する予定です。作付予定の園芸品目は白ネギ、ハトムギ、ベリーツなどを予定して
います。

続きまして、全体事業の概要になります。前回の評価額8億5,500万円から、今
回12億700万円に変更予定です。前回評価から3億5,200万円の増額としてい
ます。なお、物価上昇等による増加分については、約1,000万円。今回増額の3%

のため、増額工事費の中に含んだものとしています。事業費の主な増減理由とその内訳になります。主な増減増額として、1番目に現地で発生した巨石処理等に関する追加の増額。2番目に、用排水路工の追加による増額。3番目に、湧水処理の追加による増額としております。主な増額の要因を次ページから説明いたします。1番目の発生した巨石処理等に関する追加の増額です。本地区の地形の特有ですが、現地を掘削した際に大きな転石が発生し、その処理に関する増です。写真のとおり、2～3mの転石が基盤切土から発生し、その破砕から運搬処理に関する経費が追加になります。破砕した転石は圃場整備内の基盤下や道路下に敷きならしをして処理しています。それにより、処理量で約2万6,000m³、1億8,000万円の増額としています。次に、用排水路工の追加による増額です。本地区は比較的急峻な地形で、当初計画より想定できる用排水路の線形を選定し、水路断面の検討を行ってきました。しかし、現地測量の結果を踏まえた詳細設計、地元地権者との換地計画の確認により、水路箇所や延長が追加となっております。それにより、延長で2,840mの増、1億2,500万円の増額としています。次に、湧水処理工の追加による増額です。工事実施中において、主にのり尻より湧水が多く発生しました。基盤造成後の排水不良による不作など、営農に支障とならないように必要な対策を追加したものです。それにより、4,000万円の増額としています。事業効果についてです。変動額大きい主な部分を説明いたします。まず作物生産効果です。この効果は、区画整理等を行うことにより、耕作条件が良くなることや、収益性の高い園芸品目を導入し、その作付面積の増減から効果額を算出したものです。本地区は、水田畑地化の推進により、白ネギを0.9ヘクタールから7.7ヘクタール、イチゴを0ヘクタールから0.9ヘクタールなど、園芸品目の作付面積が増加したことにより、効果額が増となっております。営農経費節減効果です。この効果は、区画整理により、作業機械が大型化することに伴う作業時間の短縮や機械経費の節減により、労働費や機械経費が減となるものです。作付面積の変更により、経費節減の差が大きい、白ネギなどの作物の作付が増えたことによる効果額が増となっております。国産農作物安定供給効果です。この効果は、事業が行われることにより、国産農作物が安定して供給されるということに対する国民の安心感を数値化したものです。増加収益に指数を掛けて計算しておりますので、作物生産効果の増に伴い、連動して増えることとなります。事業費は約1.4倍となりますが、計画作付面積が変更になったことにより、B/Cが1.0以上となっております。営農の取り組み状況です。集積計画です。事業完了後の集積は、農事組合法人2組織、及び担い手農家一戸への集積をし、集積率は86%以上とする目標としています。令和3年度時点の集積率は41%であり、事業完了までの集積目標は達成すると判断しております。現地の担い手です。現地の担い手は農事組合法人、「ゆのきナチュラルファーム」と「すみか」、担い手農家一戸となっております。また、由布市の農業活性化スタートアップ圃場設置事業の予定地として、この柚ノ木地区が予定されています。研修生が、今後この地で引き続き定職し、地域の新たな担い手となっ

でもらうことを希望しているところです。事業スケジュールです。当初、令和2年までの工期を前回の評価において令和7年度までに延伸したところです。今回の再評価に当たり巨石処理が発生するなど全体工程が遅延したため、事業工期の見直しを行い、令和9年度まで工期を延伸する予定です。今後事業障害となる状況も確認できたことから、工事を円滑に進め、工期の短縮を図りながら、早期完了に努めて参ります。環境等への配慮についてです。区画整理の掘削で発生する土量はすべて盛土として使用する予定です。残土が発生しないように努めております。ただ、2工区において、基盤土が不足したため、国土交通省発注工事等の残土を一部受け入れています。また、事業で使用する建設機械は、低排出ガス型、低振動型を使用しています。希少動植物等の確認ですが、事業実施前の事前調査では配慮する動植物は確認されておりません。本事業の実施にあたり、環境情報協議会にて、工事による影響を最小限とすることとしており、土砂の流出防止に配慮しながら事業を進めていく予定です。最後になりますが、事業の対応方針案についてです。再評価の基準は、前回の事業費に対して、30%以上と大幅に事業費が増加することによるものです。しかし、変更事業費での費用便益比は、営農計画の見直しをしたことにより、1.41と、1.0を超えています。事業の進捗状況ですが、令和3年度末時点で進捗状況は58.2%です。本地区は、集積率の向上と白麦及びハトムギ等の園芸品目の推進により、農家の所得拡大に期待ができ、地域発展のためにも、当事業の早期完成が強く望まれております。今後とも地元農家や地域関係機関との連携を密にし、事業を進めていきたいと考えています。このため、事業の対応方針案としましては、継続としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

《議長》

はい。ありがとうございました。ただいま説明を受けました事業につきまして、ご意見等お願いいたします。

《委員》

現地調査に行かせていただきました。もうすでに整備されているところと、まだ今から整備するところと両方あって、整備されているところは大きい石がある中で、大変な作業だったろうかと、想像できる状況の中で、きちんと整備されていてすごいなと思いました。ただ、これからやるところもかなりあって、まだまだ先が長いなと感じました。

このスタートアップ施設っていうのは、利用を希望する方に、どのような方法でお知らせしているのかを一つ教えていただきたいことと、やはり3工区、4工区も今から入札をするっていうことで、また入札が難しいことも考えられるのか、というのが2点目です。

《農村基盤整備課》

スタートアップ事業につきまして由布市の事業で行っておりまして、まだ具体的に候

補地として予定しているところで、それで計画を進めるということで聞いていますが、ちょっと具体的な詳細までは、私たちもまだ、確認しておりません。その代わり由布市の新規就農等の支援をするというような目的で設置されますので、いろんな面で紹介なりはあるかと思っております。

もう1点の今後の入札関係ですが、ここ数年は円滑に受注していただいておりますので、今後残りの3工区、4工区の工事についても、県としては発注に行いまして、引き続き入札も円滑に受注者も受けていただけるものと、今の状況では考えております。それを早期に発注実施しまして、事業の早期完了を目指していきたいと考えております。

《委員》

1点目の点について、例えばこういう農業の何かスキームをお知らせする時に、こういう事業がスタートしましたとか、何期生が終了しましたとか、よく新聞とかでも時々目にして、こういうのがあるのだからというのを、私たちも知ることができると思うんですけど、あんまりこう募集していますとか、そういうのは少なくとも新聞を見る限りでは、あまり目にしないなと思っていて、私の周りにそれほど今から農業をしたいという人がいるわけでもないの、そういう人たちは、そういう何か繋がりがあるのかなとは思いますが、最近たまたま知り合いが、おばあちゃんの代からの畑が空きそうなので、どうにかしようかなんて言っている人とかがいて、そんなに身近にはたくさんいないのですが、少しずつ今まで農業してなかった人が農業をしようと思われる方も、いるのだと思うので、人々がよく見るメディアとかですら媒体に、情報をいろんな形で提供されれば、こういう県の事業が、またどんどん有効に利用されるかなと思います。

《農村基盤整備課》

ありがとうございます。こういった新規就農者の確保というのは、農業振興にとって本当に一番大事、非常に大事なことで、こうした広報の仕方につきましては、県の方でも市やJAさんと協働で、県外を含めて、関東、関西、福岡含めて、就農相談会の中で相談してやっております。先行して、こうしたスタートアップみたいな形で、勉強してそこでまた地域の農業の担い手になっているような取り組みを、今後も県として進めていくことにしております。その代表的な部分としてこの由布の柚ノ木の部分で、こういった農場を作って、今からできればよいなと考えています。いずれにしても、市や、JAと一緒に、こういった就農相談会の中で広報しているということでございます。

《委員》

私も先日、現地調査に行かせていただきまして、ありがとうございました。その時にやっぱりこの地図で見ているだけじゃわからないなど。現地に行ってみて、もともとそこが棚田が多いぐらいの坂のところ、棚田を崩して、頑張っ、畑にしている、区画整理しているので、一反あたりが結構小さいというのに結構びっくりしました。もっと、

農地になったら、広大な農地になっているのではないかって思ったのですが、大変な土地のところで、綺麗に整備されているなという印象でした。

スタートアップの件で一つだけ教えていただきたいのですが、私の記憶では杵築市で苺学校というのをやっているかと思いますが、あれが県の事業なのか杵築市の事業なのか、ちょっと私わからないので伺います。あれも、イチゴの就労支援というか、担い手を増やそうというところで、もう何年かになるかと思いますが、私の記憶の中で、お1人だけそのままイチゴ農家さんになってくださっている方がいるという印象なのですが、なかなか習って、それから定着するまでというのが、若い担い手を定着させるのがすごく大変だなということを、実績の中で実感しているところですが、その杵築市の事例等をどういうふうに、県の方で判断されているのかなというのが一つと、今回これで、多分令和9年までの計画になると今のこの「ゆのき」さんとか「すみか」さんとか、皆さんだんだん高齢化に進んでいくだろうなという心配もあって。その担い手の心配がないかというところが一つと、このスタートアップのことにに関してこれから習った後、定着していくというところまでの何かご計画があればお聞かせいただければと思います。

《農村基盤整備課》

杵築の就農学校の詳細まではちょっとわかりませんが、いずれにしろ県が主体というよりも就農学校は、市もしくはJAが中心となって設置して、そこに地域の代表たる担い手農家の方々が、先生の役をして農業を教えて、それが1年なのか2年なのかいろんな作物によって違いますけども、そういった形で、生徒研修生を教えた上で、それから別の農地を見つけて就農していくというような仕組みで今進めております。いずれにしましても、市やJA等が、そこを管理しながら研修生の育成を図っているというのが、今の就農学校の実態でございます。あと担い手の高齢化というのはありますが、非常にこの地区では、法人さんが結構盛んに営農されておりますし、ちょっと工事の方は、これまで大分いろいろな入札不調等で遅れた経緯がございますけれども、県としましては、早急に残りの分も早期に整備を行いまして、なるべく早い段階で区画が広がった農地で営農できるような形で、検討は進めていきたいと考えております。今はですね、担い手さんとしましては、「ゆのきナチュラルファーム」さん、法人代表さんが特に中心となって、ハトムギだったり白ネギだったり取り組んで頑張らせていただいているところです。確かに法人の代表の方がもう高齢にはなっていますが、こういう形で圃場が綺麗なものになった、広いものになったということで、まだまだ頑張りたいという気持ちもあります。ただ、やはり10年後私達がまだできるかという心配もあるので、由布市の方が今中心に進めているスタートアップ事業で、担い手になりうる方々が地域に入ってきていただく。そういうのも歓迎というかですね、そういうのも頭に入れながら、今後のことを、地域を守っていくことを、そういった方々と一緒にやっていければな、と考えて今現場は進めているところです。

《委員》

土地が借りられない。お金も借りられない。農機具が買えない。農薬も買えない。肥料も買えない。他県から来ると、まず、何者かもわからない人に、信用は何もないので地域のことも教えていただけない。こういったスタートアップや、例えば豊後大野市だとインキュベーションファームが、とか、うちのれん分け事業とって、若い人たちに農業を教えて、同じ出荷物として扱うっていう販売方法で生産者を増やしていますが、なによりも地域で生まれ育って、その土地に農地を持っていけばいいですけど、農地法の縛りがあるので農業やる人じゃないと農地は取得できなくて、耕作できない。そういうところのハードルを下げするために、今市や県が取り組んでスタートアップ施設を用意してあげて、利用料だけで農業ができるという、すごくハードルを下げてもらっています。去年、オンラインで就農イベントなどをして雇用事業みたいなことをしたのですが、興味のある方は結構いるのですが、なかなか、農業をするという人は、正直少なくて、担い手不足ということは否めないのですが、農地がきちんと整備されていれば、農業ができるのですが荒れた農地だと、どんどん耕作放棄地になってしまい農業がもう行えなくなり、それこそ人が帰らなくなるので、こういう取り組みが非常に必要だと思いますし、大分県は特にそういうところに力を入れていて、逸早く水田畑地化も取り入れていますし、基盤整備も進んでいると思うので、この流れが、しっかりできれば中山間地でも農業ができることを立証できると思うので、ぜひ、しっかりここを進めてもらいたい。令和9年という、ちょっと間が空く気がするので、継続して人を集めることとか、広報活動も農業者にはいろいろと情報が来るのですが、一般の市民県民。例えば県外の方に情報がどこまでいっているのかなっていう、ちょっと不安なところもあるので。興味のある人は自分で調べてきますけど、興味がない人でも、こういう事業をしているよとか、例えば由布市がこういうことを取り組んでいるよ、っていうのは由布自体も全国的に有名ところなので、人が集められるのではないかなと。ぜひPRしていただければなと思います。

《議長》

よろしいですか。他にございますか。はい。それでは、意見も出揃ったようですので、事業者が申ししております対応方針案の継続が妥当であると認めることでよろしいですか。

(委員一同 異議無し)

《議長》

はい。ではこの事業につきましては、継続を妥当といたします。ありがとうございました。

7. 【再評価】 経営体育成基盤整備事業 宇田枝地区

《議長》

はい。次は、再評価対象事業であります。経営体育成基盤整備事業、宇田枝地区についてご説明をお願いいたします。

《農村基盤整備課》

経営体育成基盤整備事業、宇田枝地区についてご説明いたします。本事業は、農林水産省の補助により、経営体育成基盤整備事業にて、圃場整備を実施するものです。事業内容は、農業用排水、区画整理、暗渠排水となっており、負担区分はご覧の通りです。地区の位置関係です。地区は、豊後大野市、清川町の宇田枝左右知地区になります。画面中央上の白黒線がJR豊肥線。その中央部にあるのが、豊後清川駅になります。駅に近接してある、道の駅清川から少し南に南下した辺りに、本地域があります。地区の概要です。地区は、上流図面の下流下になりますが、上流から左右知地区、津留地区、宇田枝地区に分かれています。事業の概要です。全体の受益面積は72.1ヘクタールになります。仕事の内容です。農業用排水施設は、延長12.3km、受益面積71.9ヘクタール。区画整理29ヘクタール。暗渠排水9.4ヘクタールになります。営農計画です。現況が未整備なこと、水路が老朽化していることなど、担い手への農地集積の障害となっていたことから、事業計画がなされましたが、先ほど同様、積極的な水田畑地化を進めるため担い手と調整を図りながら、園芸品目の導入を行うこととしています。事業完了後、受益の約4割に園芸品目を作付する予定です。作付予定の園芸品目は、かんしょ、白ネギ、里芋、枝豆などを予定しています。続きまして、全体事業の概要になります。前回の当初評価額6億円から、今回、8億6,400万円に変更予定です。前回評価額から2億6,400万円の増額としております。なお、物価上昇等による増加分については、約1,700万円。今回の増額分の6%程度のため、増額工事の工事費の中に含んだものとしております。事業費の主な増額理由と、その内訳になります。主な増額として、1番目に農業用水路延長の追加による増額。2番目に配水路延長の追加による増額としております。主な増額の要因を1ページから説明します。1番目の農業用水路延長の追加による増額です。水路の水源は、宇田枝土地改良区の幹線水路です。その幹線水路から治水し、農地の末端まで水を配るための水路になりますが、現在開水路から管水路、パイプラインといいますが、改修し維持管理の節減、用水の節減を図ることとしています。当初計画では、想定する水の配分計画により、必要最小限の配管位置で計画していましたが、営農計画の見直しや、地権者との換地計画策定に基づく詳細設計を行い、効率的な用水配分が行える管路網を検討した結果、水路位置、延長を増としたものです。それにより、延長で3km、1億円の増額としております。次に、2番目の排水路延長の追加による増額です。本地区の当初計画では、想定できる排水の

位置や線形を選定し、既存水路の利用なども検討していました。しかし、現地測量の結果を踏まえた詳細設計、地元地権者との換地計画の確認にて、水路位置や延長が追加となっております。それにより、延長で2.2km、1億4,000万円の増額としています。事業効果についてです。変動額が大きい主な部分を説明します。まず作物生産効果です。先ほどの柚木地区と同様、作付品目の変更により効果額が増加しております。具体的には白ネギを2.9ヘクタールから7.0ヘクタール。枝豆を0ヘクタールから12.2ヘクタールなど、園芸品目の作付面積が増加したことにより、効果額が増となっております。営農経費節減効果です。この効果は先ほどと同様、区画整理に伴う労働費や機械経費が減となることによる効果になります。効果額ですが、今回作付面積を変更したことにより、逆に下がっております。主因といたしまして、当初、裏作に玉ねぎを一定面積作付する計画としておりましたが、現地で実証栽培等を行った結果、作付け品目を変更したことによるものです。玉ねぎでは、営農経費で1ヘクタール当たり50万円程度の節減ができるものとしていますが、見直し後の作付品目、小麦で行った場合、1ヘクタール当たり20万円程度の節減となります。節減額の小さい品目に変更したことにより、効果額が当初計画より下がることとなりました。国産農作物安定供給高効果です。この効果も先ほどの地区と同様、作物生産効果の増に伴い、連動して増えております。事業費は約1.4倍となりますが、計画作付面積が変更になったことにより、B/Cは1.0以上となっております。営農の取り組み状況です。集積計画です。事業完了後の集積は、農事組合法人2組織、及び担い手農家2戸集積し、集積率を86%以上とする目標としています。令和3年度末時点の集積率は61%であり、事業完了までの集積目標は達成すると判断しております。現地担い手です。担い手は、農事組合法人うたえだ、清川津留営農組合、また、担い手農家2名となっております。事業スケジュールです。区画整理ですが、測量設計等の遅れにより、今回の見直しにおいて2年間延伸し、令和8年度まで工期を延伸する予定です。今後、主要となる状況も確認しながら、工事の円滑な実施により、工期の短縮を図りながら早期完了に努めて参ります。環境等への配慮についてです。区画整理の掘削で発生する土量はすべて盛土として使用する予定です。残土が発生しないように努めております。また、事業で使用する建設機械は、低排出ガス型、低振動型を使用しています。希少動植物の確認ですが、事業実施前の事前調査では、配慮する動植物は確認されておられません。本事業実施にあたり、環境情報協議会にて、工事による影響を最小限とすることとしており、土砂の流出防止に配慮しながら事業を進めていく予定です。最後になりますが、事業の対応方針案についてです。再評価の基準は、当初事業費に対して30%以上と大幅に事業費が増加することによるものです。しかし、変更事業費での費用便益比は、営農計画の見直しをしたことにより1.1と、1.0を超えております。事業の進捗状況ですが、令和3年度末時点の事業進捗率は49.8%で現在事業を進めております。本地区は集積率の向上と、白ネギ及びカンショ等の園芸品目の推進により、農家の所得拡大に期待ができ、地域発展のためにも、

当事業の早期完成が強く望まれております。今後とも、地元農家や関係機関との連携を密にし、事業を進めていきたいと考えています。このため事業の対応方針案としましては、継続としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《議長》

はい。ありがとうございます。ただいま説明を受けました事業につきまして、ご意見等お願いいたします。

《委員》

ここの方が、遙かに担い手の心配が大きくて、豊後大野市は日本の10年先を行っているというぐらい高齢化が進んでいて若い人の人数が非常に少ない地域でもあります。また、若干山間というか道路は比較的整備されていますが、農道はそれほど広くないので今回も行って、大型の農業機械は入れないぐらいの整備のやり方だったので、本当はこの農道が広がるのが一番いいですけど、最低限耕作するには不便がない状態で水路が整備されるのがよいのかなと思いますが、こここそ、担い手の次の世代をきちんと取り込まないと。清川町はどんどん人口が減っていて、非常に厳しいですが、ただ、すごくいいところだと思ったので、これからの事業のあり方とか、どういうふうに進んでいくとか、どういう農業をするかなどを、ぜひ外に向けてPRしていただいて、新たな若い人たちを呼び込むとか、あと県外に出られた方を呼び戻す様な仕組みができるといいなあと思いました。意外と戻ってきて農業をやっている人が多いです。サラリーマンだったけど、これを機に農業をやってみたいと言う方は結構いるので、そういう方に戻っていただける様なPRする場をいただけると。ほんとに観光客は少なくなってきたので、次の名物を生み出してもらえるように、この園芸品目で何かもう一つ名産を作っていただければと思います。

《農村基盤整備課》

大変御貴重なご意見ありがとうございます。先日も現場でいろいろご指導いただきまして、その内容につきましても現地の担い手等、いろいろ協力しながら、県の方もいろいろとバックアップしていきたいと思っております。工事につきましてもこちらの方も、早期発現するためにも、工事の早期完了を目指して、県としても頑張っていきたいと思っております。担い手の件ですね。確かに現状ですね豊後大野市、特に清川町におきましては、農家の減少とかですね、高齢化が進んでいるというのはもう事実としてございます。そういった点もありますので、この宇田枝地区におきましても「農地組合法人うたえだ」や、農事組合法人清川津留宮農組合、こういった担い手を中心として、今後、農地の集積を図っていくとともに、また高収益作物にも取り組んでいこうということで、平成27年からこういった事業に向けたですね、今までの米を作るだけでは駄目だという考えからこの事業に着手して、今後高収益作物の導入を図っていこうとしているところでもあります。実際のところ、なかなか担い手の方も、確保できずに今いる方々の中で、

少しずつリタイヤする方もいらっしゃるって、農事組合法人の中の比較的元気な 60 代や 70 代前半の方が農地を引き継いでいるというのが実情でございますが、市内にはですね、農業大学校もございます。そういったところにも、PR 等を行っていきまして、担い手の確保に努めていき、今後、地域が継続して営農が続くようにしていきたいと考えております。また先ほど農道の点のお話もございましたが、今回の圃場整備ですね、津留工区すでに基盤整備行っておりますが、農道も 5 メートルの幅員の箇所や、4 メートルの幅員などの農道に拡幅して地元の方々からも、大変喜ばれているところでございます。

《議長》

よろしいですか。はい。他に。ございませんか。

《委員》

全体の事業概要の農業用排水施設 12.3 km という単位で、右側の宇田枝工区も同じ意味だと思うのですが、用排水施設 41.6 ヘクタールと表記している。同じものを指しているのに単位を異ならせている。こちらはヘクタールですね。左側はキロメートルですけど。これは意味があるのですか。

《農村基盤整備課》

深い意味はございません。事業概要で記載するとき、我々の方が延長で表記する場面が多いものですから、その様にしているのですが、右側の工区割りになった時に、面積の方がわかりやすいということで、その様にしております。本当は併記するような形がよかったのかもしれませんが。誤解というか、わかりづらいかと思いますが。

《委員》

そうしますと、キロメートル表記の方が正しいということですか。

《農村基盤整備課》

はい。そうです。

《委員》

では、宇田枝工区の用排水施設 41.6 ヘクタールは、何らかの形でキロメートルに直すことはできますね。

《農村基盤整備課》

工区ごとに延長も確認できますので、修正することもできます。

《議長》

はい。他にございませんか。はい。それでは、意見も出揃ったようですので、事業者が申しております対応方針案の継続が妥当であると認めることでよろしいですか。

(委員一同 異議無し)

《議長》

はい。ではこの事業については、継続を妥当といたします。ありがとうございました。

8. 【再評価】 経営体育成基盤整備事業 竹田西部3期地区

《議長》

はい。それでは次は、再評価対象事業であります。経営体育成基盤整備事業、竹田西部3期地区についてご説明をお願いいたします。

《農村基盤整備課》

それでは、経営体育成基盤整備事業、竹田西部3期地区について説明いたします。事業目的、採択要件、負担区分はご覧の通りです。事業内容としましては、区画整理33.8ヘクタール。侵入防止柵8,480m。農作業準備休憩施設1ヶ所を整備することとされています。事業区域について説明します。本地区は竹田市の西部、一級河川大野川の最上流部に位置し、地域一帯は県下でも有数の畑地帯を形成しております。国営事業で整備された大蘇ダムが、令和2年4月より供用開始されましたが、本地区もその受益地となっております。事業エリアは赤柵の箇所となっており、区画整理などを実施しています。地区の概要です。受益面積は33.8ヘクタール。事業内容は、先ほど説明した通りです。集積率は、事業採択の令和元年度が72.2%となっております。事業完了の令和7年度には、集積率100%となる計画となっております。担い手は、認定農業者が16名となっております。本地区を含めた地域の営農状況です。地域内では、大蘇ダム用水を活用し、キャベツやスイートコーン、白菜、ニンジンなどが栽培されています。令和3年度には、菅生地区に、にんじんの選別機やキャベツ専用の低温貯蔵施設を備えたJAの野菜集出荷場が整備されました。下段の写真にある通り、大容量の鉄製コンテナを用いた集出荷や、機械化によるニンジンの仕分けなどが行われており、作業の効率化、省力化が図られています。全体事業概要です。区画整理の事業費ですが、5億4,700万円であったのが9億1,300万円となり、3億6,600万円の増額となっております。主な増減理由は、基盤切り盛りの増。流末水路の追加の2点です。なお、物価上昇などによる増加分は約2,000万円で、今回の増額の6%であることから、主な増減理由の増額部分に含んだものとしています。区画整理以外の項目は増減ありません。事業全体では7億8,000万円から11億4,600万円になり、47%の増となっております。主な増減理由について、個別に説明いたします。まず、基盤切り盛りの土量変更による増額です。畑の表面勾配について、当初、国の標準設計基準に基づき、5%の勾配で計画していましたが、降雨等による耕作土の流出が見られたことから、現

地調査を行いました。その結果、耕作土の流出が見られない勾配1%に変更したいと考えています。図に示す通り、勾配を変更することにより、掘削や盛土、運搬する土量が増えることから、事業費が増となります。この基盤切り盛りの土量が増えることにより、1億6,600万円の増額となります。続きまして、流末水路の追加による増額です。本地区より排出される水は、地区外の既設排水に接続し、排水処理を行う計画としていましたが、流れ込みに関する流域などを精査した結果、断面不足が確認されたことから、画面左側の流末排水①、延長220mについては、全面的に改修を行うこととし、既設の600×600のU字溝を撤去し、大型の自由勾配側溝などを設置したいと考えています。また、画面中ほどにあります流末排水②の延長980mについても、通水断面確保のため、現況土羽であった法面に張りコンクリートを行うことにより、スムーズに排水を流下させることで、排水能力を確保しています。二つの流末排水合わせて2億円の増額となります。事業効果についてです。変動額が大きい主な部分だけ説明します。まず作物生産効果の増ですが、これは先ほど説明しました、キャベツの低温貯蔵施設が整備され、安定して市場へ供給できるようになることから、秋冬キャベツの作付け面積が増となったためです。営農経費節減効果の減ですが、これは受益面積が減になることで、営農経費節減の効果を受ける面積も減ることとなり、前回と比べて効果額の減となっています。国産農産物安全供給効果の増ですが、増加と収益額に指数を掛けて計算しますので、先ほど説明しました作物生産効果の増に伴い、本効果も増大増となっております。事業費は約1.5倍となりますが、キャベツの計画作付け面積が増となったため、B/Cは1.0以上となっています。事業スケジュールです。区画整理ですが、畑の勾配変更に伴う基盤切り盛りの増や、流末水路の追加などの事業費の増加に伴い、令和5年度までであったのを、令和7年度まで2年間の延伸、また、区画整理の延伸に伴い、侵入防止柵と農作業準備休憩施設も令和5年度までであったのを、令和7年度まで、それぞれ延伸し、事業期間を令和7年度までとしたいと考えています。環境への配慮です。1点目、地区内で切り盛りを行い、残土や搬入土が発生しないように努めます。2点目、本事業で使用する建設機械はすべて低排出ガス、低振動の機械を使用しています。3点目、環境情報協議会において、工事地区内に、希少生物などが確認された場合は、近傍の生息可能域を移すこととしておりますが、現時点で希少生物などは確認されておられません。最後に、事業の対応方針です。再評価基準は、当初事業費に対して30%以上と大幅に事業費が増加するものです。費用便益比は1.3で1.0を超えております。令和3年度末時点での事業進捗率は50%で、現在、区画整理工事を鋭意進めております。本地区は、認定農業者が営農を行う予定であり、集積率も高く、選果場などの施設も整備されております。今後の地域の発展に本事業の早期完成が強く望まれていることから、今後も地元農家や関係機関との連携を密にして事業を進めていきたいと考えています。このため、本事業を継続としたいと考えていますので、評価のほどよろしくお願ひします。

《議長》

はい。ありがとうございます。ただいま説明を受けました事業につきまして、ご意見等お願いいたします。

《委員》

この地域をきちんと見たのは初めてでしたが、灌漑設備は、既に整備されていて、それで農業が盛んになっていると思っていましたが、雨任せの農業でこれだけ大きく広がってきたということに非常に驚きました。通常は雨だけだと、なかなか農業はきちんとした計画の元にできなくて、収量も上がらないとか、いろいろ不便があるのですけど、よくここまで頑張ってくられたことにすごく感激し、感動しました。私たちはまず、農業するためには水がないとできないと思っているので、本当にここまで広げたのは奇跡じゃないかと思うぐらい、皆さんの努力があって、今の農地が開かれているのだなというのを実感しました。また全国的にも有名になった菅生のトウモロコシを作られている農家の方々のご苦勞をうかがっていると、本当にたくさんの農地を管理しながら、集約もできてない状態から始まって、この事業のおかげで集約できているなどと思って、すばらしいことだと思います。確か竹田市が一番ですよ。なのに、その灌漑用水が整備されてなかったというのはちょっと、同じ県民としてはちょっと恥ずかしいところであって、本来ならここに先にきちっと水を通すとか、水路を整備することは大事なことだったのではないのかなど。優先順位が遅れてしまうとやっぱり担い手も入りづらくなると思うので、竹田は後継者の方が入っていたりとか、知り合いのところも、お孫さんが継いでいたりして、やっぱり儲かれば継いでくれますが、儲からないと後継者は育たないので、農業の醍醐味みたいなものがわかっていただける様な農業をされているのではないかと思うので、ぜひ、ここしっかり支援していただいて、できるだけ早めに整備を終えていただけたらなと。

《農村基盤整備課》

この地域は大分県で一番産出額を上げている地区であり、本当に真剣に儲かる農業を実践していると思っております。水の供給の部分でございますけど、大蘇ダムの関係、ご存知の方もいると思いますが、大蘇ダムの漏水問題が非常に大きく地域の中で影響いたしまして、それが大分県としましても、漏水問題対策を国と一緒に協議をしてきまして、平成24年度に対策工事というような形で、国と県と市で負担しながら大蘇ダムの対策工事を実施したところでございます。またその中におきまして、対策工事したのですが、まだ若干ですね、漏水等が見られるということで、国の方としても3ヵ年、またちょっと調査を継続という形も打ち出されております。ただそうは言いながらも、大蘇ダム自体の水というのは雨等を踏まえまして、一応概ね地域の農業に供給できる量は今でも確保できています。大体、現時点で200万トンぐらい確保できています。そういった水を供給しながら、地域の畑地の用水供給が実施できているのかなど考えてございます。いずれにしても、水を使ってさらにですね、品質や収量の増加を図るとい

取り組みを、これも国、県、市、JA、土地改良区、これらが一体となっていていろんな施策を打っております。その一つとしてこの基盤づくりというのが、一番ベースになるのかなという形で、用水供給のみならず、区画の拡大も、この事業を踏まえて、効率化も図っていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

《委員》

私も現地のご案内していただきまして、詳しく説明いただきましてありがとうございました。この地域の、この整備事業とか、大蘇ダムの事業、供用開始とともに一体としてすごく安定的に水が供給できて、生産性が上がるというところがよくわかりました。一つ、基盤切り盛りの勾配の件です。現地を見せていただいてやっぱり非常に広い広大な土地なので勾配がきついと土が流出してしまうというのはよくわかったのですが、これは一般的標準的には5%勾配になっているけれども、ああいう広い土地の場合に問題になるのか、土の質の問題なのか、というところが少し気になりまして。もし、これからですね、土が流出するものは日常的に問題としてあると聞いていましたので、1%勾配というのが標準になるのかな、とも思いましたもので、ちょっと聞かせていただきたいです。

《農村基盤整備課》

土の流出については、主に土質の影響が大きいかと思います。これが今後、スタンダードになっていくのかどうかというところは、状況により地点地点で変わってくると思われます。今回も現地調査をする中で、1%なら大丈夫だという確認をさせていただいています。なので、計画の段階で現地の状況をそれぞれ勾配ごとに確認するなどして、その地点でのよりよい勾配というのを決定していく、それぞれで決定していくような形になるかと思えます。

《委員》

現地でまた調査をしてということですが、こういった事業を踏んでいくごとに、また経験値も上がってよりよい事前の計画ができるかなと思いますので。

《委員》

関連になりますが、ちなみに土質は何になりますか。例えば道路ですと、法面勾配など土質によって勾配が変化しますよね。この土質は何だったのでしょうか。

《農村基盤整備課》

ここはですね、阿蘇に近いところですので、阿蘇の黒ボクが主な土質になっています。

《議長》

ほかにございませんか。はい。それでは意見も出揃ったようですので、事業者が申し出ております、対応方針案の継続が妥当であると認めることでよろしいですか。

(委員一同 異議無し)

《議長》

はい。ありがとうございます。ではこの事業につきましては、継続を妥当といたします。ありがとうございました。

(まとめ)

《議長》

これですべての審議が終了いたしましたので、取りまとめを行いたいと思います。本日の評価結果について再確認をいたします。対象事業総括表をご覧ください。事前評価対象事業1件については、1件の事業実施を妥当といたします。再評価対象事業6件については、6件の継続を妥当といたします。事後評価対象事業1件については、1件の評価の完了を妥当といたします。以上、知事への答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同 異議無し)

《議長》

それでは本日の審議は、すべて終わります。なお、知事への答申は8月24日に行う予定であります。以上で、議長の任を解かせていただきます。委員の皆さんには長時間のご審議、誠にありがとうございました。それでは進行を事務局の方をお願いいたします。

《事務局》

はい。皆様、長時間のご審議ありがとうございました。

一点ですが、ご質問のありましたB/Cの残存価値についてですけれども、質問された委員にご報告しまして、皆様方に後日説明のメールを送付するというご了解いただきましたので、後日メールをお送りいたします。またご質問等あれば、メールのやりとりで対応したいと思います。

終了に当たりまして建設政策課長からご挨拶を申し上げます。

《建設政策課長》

それでは朝の10時から、大変長い時間、熱い議論をしていただきましてまことにありがとうございました。本日は全部で8件、案件をすべて審議していただきまして、盆明けでございますけれども8月24日に、委員長と副委員長のお二人には知事の方にご答申をいただくということでございます。本日、委員の皆様方からいただきました様々な

ご意見につきましては私どもしっかり受けとめまして、今後の事業推進にぜひ取り組んで、取り込んでいきたいというふうに思っておりますので、引き続き、ご指導ご鞭撻の方をよろしくお願いいたしますと思います。本日は誠にありがとうございました。

《事務局》

本日は大変ありがとうございました。気をつけてお帰りください。